

高石市いじめ防止基本方針 概要

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめの基本認識

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- ・いじめ問題は学校のあり方が問われる問題である。
- ・関係者が一体となって取り組むことが必要である。
- ・いじめ問題は家庭との連携・協力が不可欠な問題である。
- ・犯罪行為（暴力や恐喝など）は警察に通報する。

いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対処について、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなること、児童生徒がいじめは絶対に許されない行為であることを十分に理解できるよう取り組み、市、学校、家庭、地域住民その他の関係機関等が連携していじめ問題を克服するよう積極的に取り組む。

○市として＝「学校、保護者、地域住民、関係機関等と連携し、いじめの防止等のための施策を策定し実施する。

○学校として＝一人ひとりの子どもを大切に、いじめのない学校づくりに取り組む。

○子どもとして＝自分や友達を大切に、いじめのない子ども社会づくりに努める。

○保護者として＝自ら範を示し、子どもを導き、守り、育てることに努める。

○地域住民として＝地域で見守ることの大切さを理解し、モラルや良識を守り、大人としての範を示すとともに、いじめ防止の一員として学校や保護者と協力するよう努める。

○関係機関として＝互いの共通理解のもと、積極的に連携をはかり、いじめの防止等に努める。

いじめの防止等のための高石市教育委員会の施策

(1) 高石市いじめ防止基本方針の策定 <<新規>>

○市としてのいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

(2) 高石市におけるいじめに関する体制整備 <<新規>>

いじめ防止等のための組織の設置

○高石市いじめ問題対策連絡協議会の設置〔法14条第1項〕

- ・関係機関及び団体が情報共有し、対策について協議や連絡調整を行う。

○高石市いじめ防止対策推進委員会の設置〔法14条第3項〕



- ・いじめ防止等のための調査研究等を行い、いじめ防止の対策を実効的に行う。

○【兼】高石市いじめ問題調査委員会〔法28条第1項〕

- ・重大ないじめ事案が報告された場合には、調査を行う組織になる。

○高石市いじめ問題再調査委員会の設置←（市長部局設置）〔法30条第2項〕

- ・重大事態の報告を受け、必要に応じて、市長の命により再調査を行う。

(3) 高石市教育委員会における取組 <<これまでも実施していること>>

- 研修の開催、調査研究、啓発活動、教師用指導資料（いじめ防止対応マニュアル等）の配布
- 毎月のいじめ状況調査、学校への指導助言
- 情報モラル教育の推進、インターネット上の不適切な情報の確認
- 相談体制（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）の整備と学校への配置
- サポートチーム（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）の学校への派遣
- 関係機関との連絡調整

主 旨

高石市いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第12条の規定や国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の内容に基づき、これまでの教育委員会が示してきたいじめ防止に関する事項（例…高石市いじめ対応マニュアル『Stop! The・いじめ』）等を改めて確認・徹底するとともに、教育委員会・学校内での組織的な対応や家庭・地域・関係諸機関との連携などの取組の一層の強化を図るため、いじめ防止等のための対策の基本的な方針として策定するものとする。

いじめの防止等のための高石市立小・中学校の施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定 <策定済>

○ 学校の実情に応じたいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

(2) 学校におけるいじめに関する体制整備 <整備済>

○ 「いじめ対策委員会」で組織的に対応を協議、教育委員会への報告。
 ○ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による相談支援、関係機関との連携。

(3) 学校における取組 <継続して実施すること>

○ 子どもの自主的な活動や体験活動、道徳教育の推進、居場所づくり、家庭との連携。
 ○ 日常的な子ども様子を観察、情報共有と家庭への連絡、アンケートや面談の実施。
 ○ いじめられた子ども及びいじめた子どもに対する心のケア、事実関係の把握といじめに関係した子どもへの指導、学級・学年全体への指導。

子ども、家庭、地域、関係諸機関等の取組

<子ども>

○ いじめの防止等のための取組実践、いじめを見かけたり、されたりした場合の相談・報告

<家庭>

○ 規範意識や思いやる心の育成、子どもの保護、学校や関係機関へ情報提供、相談

<地域>

○ 社会性を育むための地域行事やイベント等の体験・交流活動の実施

<関係諸機関>

○ 関係する子ども、保護者、学校等への支援・相談

重大事態への対処 [法第28条 第1項]

(1) 重大事態の定義 <新規>

「いじめにより子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合」や「いじめにより子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

(2) 学校及び市教育委員会の対応 <新規>

○ 重大事態に適切に対処し、同じことが繰り返されることのないよう速やかに調査を行う。
 <学校> 教育委員会の指示を受けて対応、関係者と連絡をとり、事件発生に至る詳細な事実収集に努力、調査と並行して適切に対処する。
 <教育委員会> 高石市いじめ問題調査委員会による調査を行い、調査結果を市長に報告する。学校への指導、適切な対処を行う。

(3) 市長による再調査と措置 <新規>

○ 教育委員会による調査結果を受け、再調査の必要があると認めるときは、高石市いじめ問題再調査委員会が調査を行い、結果を議会に報告を行う。

